

## 議案第 5 5 号

### 権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄することにつき、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

安中市長 岩 井 均

### 記

- 1 放棄する権利の内容  
学校給食費請求権 6 3, 8 8 8 円
- 2 放棄する権利の相手方  
宮城県名取市高柳字辻 以下略

- 3 権利を放棄する理由

上記の相手方は、学校給食費を滞納したまま玉村町に転出し(現住所は宮城県)、その後再三の催告にも反応がなく、本件権利すべてについて消滅時効が完成している。このため、今後においても自主納付は見込めず、更に訪問徴収を含めた任意納付又は訴訟手続による強制徴収のいずれの方法をとっても、滞納額を上回る費用が見込まれ、かつ時効援用の意思表示があれば直ちに債権が消滅することから、本件権利の行使の見込みが立たないため。